

改正

平成24年12月27日教委規則第12号

令和2年4月13日教委規則第8号

刈谷市民ホール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刈谷市民ホール条例（平成20年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 刈谷市民ホール（以下「ホール」という。）の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第1月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは翌日
- (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

2 刈谷市教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

第3条 ホールの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(利用の申請)

第4条 条例第3条第1項の規定により、ホールの利用許可を受けようとする者は、刈谷市民ホール利用許可申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、利用日の属する月前1年から利用日前20日までに行わなければならない。ただし、委員会が必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第5条 委員会は、前条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、刈谷市民ホール利用許可書（様式第2号）を交付する。

(利用許可の変更)

第6条 前条の規定によりホールの利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可事項の変更をしようとするときは、刈谷市民ホール利用変更申請書（様式第3号）を委員会に提出しな

ければならない。

2 委員会は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、刈谷市民ホール利用変更許可書（様式第4号）を交付する。

（利用の取消し）

第7条 利用者は、利用の取消しをしようとするときは、速やかに刈谷市民ホール利用取消届（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第8条 条例第9条ただし書に規定する使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その全額を還付する。

（1）委員会が条例第5条第1項第3号又は第4号の規定により利用許可の取消しをし、又は利用の停止を命じたとき。

（2）利用者が利用日前3日までに利用許可の変更の申請をし、又は取消しの届出をしたとき。

（入館の制限等）

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を禁じ、又は退館させることができる。

（1）他人に迷惑若しくは危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者

（2）建物、設備等に損害を加え、又は加えるおそれのある者

（3）その他管理上支障があると認められる者

（遵守事項）

第10条 利用者又は入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）利用者は、ホール内外の秩序を保持するため、必要に応じ整理員を置くこと。

（2）所定場所以外において飲食をし、若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。

（3）他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、動物の類を携帯し、若しくは連行しないこと。

（4）許可を受けずにホール内において物品を展示し、又は販売しないこと。

（5）許可を受けずに壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

（6）その他管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この規則に基づくホールの利用の手続に関する規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 ホールの管理を行わせるものを選定する手続は、刈谷市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成20年教育委員会規則第5号）に規定の例により、この規則の施行前に行うことができる。

(新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う利用の申請の特例)

- 3 当分の間、第4条第2項中「利用日の属する月前1年」とあるのは、「利用日前1月」とする。

附 則（平成24年12月27日教委規則第12号）

この規則は、平成25年1月4日から施行する。

附 則（令和2年4月13日教委規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の各規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた利用等の申請について適用し、同日前に行われた利用等の申請については、なお従前の例による。

刈谷市民ホール利用許可書

年 月 日

申請者 住 所
氏名又は団体名
代表者氏名
電話番号

刈谷市教育委員会 印

次のとおり許可します。

施設名	利用日	利用時間	準備時間	開場時間	開始時間	終了時間	金額
	利用目的		催し物名				
設備名	利用日	利用時間	単価	数量	金額		
当日責任者				電話番号			
集合人員				入場料			
使用料	施設	備考					
	設備						
	合計						

当日にこの許可書を提示してください。

刈谷市民ホール利用変更申請書

年 月 日

刈谷市教育委員会

申請者 住 所
氏名又は団体名
代表者氏名
電話番号

次のとおり変更したいので申請します。

施設名	利用日	利用時間	準備時間	開場時間	開始時間	終了時間	金額
	利用目的		催し物名				
設備名	利用日	利用時間	単価	数量	金額		
当日責任者				電話番号			
集合人員				入場料			
区分	変更前	変更後	差引額	備考			
使用料	施設						
	設備						
	合計						

刈谷市民ホール利用変更許可書

年 月 日

申請者 住 所
氏名又は団体名
代表者氏名
電話番号

刈谷市教育委員会 印

次のとおり変更を許可します。

施設名	利用日	利用時間	準備時間	開場時間	開始時間	終了時間	金額
	利用目的		催し物名				
設備名	利用日	利用時間	単価	数量	金額		
当日責任者				電話番号			
集合人員				入場料			
区分	変更前	変更後	差引額	備考			
使用料	施設						
	設備						
	合計						

当日にこの許可書を提示してください。

刈谷市民ホール利用取消届

年 月 日

刈谷市教育委員会

届出者 住 所
氏名又は団体名
代表者氏名
電話番号

次のとおり取り消したいので届出します。

施設名	利用日	利用時間	取消理由		金額
	利用目的		催し物名		
設備名	利用日	利用時間	単価	数量	金額
当日責任者			電話番号		
集合人員			入場料		
区分	取消前	取消後	差引額	備考	
使用料	施設				
	設備				
	合計				